

○所沢市障害者日中一時支援事業実施要綱

平成22年3月31日

改正 平成25年3月29日

平成26年9月29日

平成28年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、所沢市障害者日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者及びその家族等の介護者の日常生活を支援することを目的とする。

（平26年9月29日・一部改正）

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、所沢市とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、一時的に見守り等が必要となる障害者の日中における保護及び生活の場を確保し、障害者の家族等の介護者の就労等日常生活の支援のため日中一時支援サービス（以下「サービス」という。）を行うものとする。

(事業者)

第4条 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者その他市長が特に認めた者（以下「事業者」という。）であって市に登録をしたものが行うものとする。

（平25年3月29日・一部改正）

(事業者の登録)

第5条 前条の登録を受けようとする事業者は、所沢市障害者日中一時支援事業事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者にあつては、指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し
- (2) サービスの提供に従事する者（以下「従事者」という。）の資格等の記載のある名簿
- (3) サービスを行う事業所（以下「サービス提供事業所」という。）におけるサービスの提供場所を示した平面図
- (4) 傷害保険加入証書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、所沢市障害者日中一時支援事業事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

（サービス提供事業所）

第6条 サービス提供事業所は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 施設がサービス並びに居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所（福祉型に限る。）、自立訓練（生活訓練に限る。以下同じ。）及び就労継続支援（B型に限る。以下同じ。）に係る障害福祉サービスを実施する施設（以下「併設施設」という。）であること又は事業を単独で実施する施設であること。

(2) サービスの提供場所として、おおむね利用者1人当たり3.3m²以上確保されていること。

(3) 静養室、相談室及び便所を完備していること。

（平25年3月29日・一部改正）

（開所時間の登録）

第7条 サービス提供事業所の開所時間の登録は、午前8時から午後7時までのうち6時間以上の範囲で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、併設施設であって生活介護、就労継続支援又は自立訓練を実施する場合にあっては、5時間以上の間隔を空けて断続的に1日に2回に分けて事業を行うときに限り、1日につき合計4時間以内の範囲で登録することができる。

（平25年3月29日・平26年9月29日・一部改正）

（登録事業者の届出）

第8条 第5条第2項の規定により登録決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業を中止しようとするときは、速やかに所沢市障害者日中一時支援事業事業者登録変更（中止）届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（対象者）

第9条 事業の対象者は、市内に住所を有する18歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

- (2) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害を支給事由とする年金等の給付を現に受けている者
- (5) 市長が前各号に規定する者と同程度の障害を有すると認めたる者
（事業の利用の適用関係）

第10条 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスは、この要綱によるサービスに優先する。

（利用申請等）

第11条 事業を利用しようとする者は、所沢市障害者日中一時支援事業利用申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、所沢市障害者日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に、所沢市障害者日中一時支援事業利用者証（様式第6号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。
- 4 利用者証の有効期間は、利用の決定をした日の属する年度の末日までとする。
- 5 利用者は、事業を利用しようとするときは、登録事業者の利用者証を提示し直接申込みをするものとする。

（利用条件）

第12条 利用者は、事業を利用する日において、所沢市が行う障害児・者移動支援事業に基づく移動支援サービスを利用してはならない。

- 2 利用者が断続して事業を利用する場合にあっては、1日に事業を利用できる回数は、2回までとする。この場合において、事業を利用できる時間は、1日につき合計4時間以内とし、断続の間隔は、5時間以上空けるものとする。

（平26年9月29日・一部改正）

（利用の取消し）

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第2項の規定

による利用決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、所沢市障害者日中一時支援事業利用決定取消通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

（利用者の届出）

第14条 利用者は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業の利用を中止しようとするときは、所沢市障害者日中一時支援事業利用変更（中止）届（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用料等）

第15条 利用者は、別表に定める基準額（以下「基準額」という。）の100分の5に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「利用料」という。）を登録事業者に支払わなければならない。ただし、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者若しくは要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者若しくは支援給付を必要とする状態にある者の場合にあつては、利用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、1月に100時間を超えた部分の利用料及び事業の実施に係る食費等の実費相当額については、利用者が全額負担するものとする。

（平25年3月29日・平26年9月29日・一部改正）

（登録事業者の遵守事項）

第16条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、利用者の最大利用人数及びサービスの提供場所の範囲を定め、責任者及び生活支援員を1人以上配置しなければならない。

2 併設事業所の登録事業者は、サービス及び第6条第1項に掲げる障害福祉サービスを同時に提供するときは、当該障害福祉サービスの作業及び訓練の実施場所にサービスの提供場所が重複しないようにしなければならない。

3 登録事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 登録事業者は、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

- 5 登録事業者は、サービスの提供中に利用者に事故が発生したときは、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 6 登録事業者は、サービスの内容、利用料等及び従事者の有する資格を利用者に明示しなければならない。
- 7 登録事業者及びその従事者は、事業により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 8 登録事業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 9 登録事業者は、従事者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスの提供日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 10 登録事業者は、市長から要求があったときは、事業の遂行状況について書面により報告しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第17条 利用者は、利用者証の譲渡、貸与その他の不正使用をしてはならない。

(補助金)

第18条 市長は、登録事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金交付額は、基準額から利用料を控除した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者1人につき1月に100時間を超えた部分の利用については、補助金の交付対象としない。
- 4 第1項に規定する補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の申請)

第19条 登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所沢市障害者日中一時支援事業補助金交付申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、サービスを提供した日の属する月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者日中一時支援サービス費明細書(様式第10号)
- (2) 障害者日中一時支援サービス費実績記録票(様式第11号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、所沢市障害者日中一時支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）


1回当たりの利用時間	基準額
1時間以内の場合	850円
1時間を超えて2時間以内の場合	1,200円
2時間を超えて4時間以内の場合	1,600円
4時間を超える場合	4,100円

様式第1号

所沢市障害者日中一時支援事業事業者登録申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地
申請者 名称
代表者名 

所沢市障害者日中一時支援事業実施要綱第5条第1項の規定により事業者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

サービス提供事業所の概要	フリガナ名		
	所在地		
	連絡先	TEL FAX	
	従事者の配置状況 (内訳)	責任者氏名	
		従事者数： 人 (常勤 人、非常勤 人)	
		資格取得者数(資格ごとに記載)	
	開所日		
	開所時間		
	最大利用人数	人	
傷害保険の加入状況	保険内容		

様式第2号

所沢市障害者日中一時支援事業事業者登録決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市障害者日中一時支援事業の事業者登録について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 決定

登 録 番 号	第 号	
事 業 者	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 名	
サ ー ビ ス 提 供 事 業 所	所 在 地	
	名 称	
	責 任 者 名	
登 録 決 定 年 月 日	年 月 日	


2 却下
理由

様式第3号

所沢市障害者日中一時支援事業事業者登録変更(中止)届

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地
届出者 名称
代表者名 

年 月 日付け 第 号で登録決定された事項について、次のとおり変更(中止)したいので届け出ます。

登 録 番 号	第 号	
サ ー ビ ス 提 供 事 業 所	所 在 地	
	名 称	
	責 任 者 名	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 (中 止) の 理 由		
変 更 (中 止) 年 月 日	年 月 日(予定)	

様式第4号

所沢市障害者日中一時支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所
申請者 氏名
(利用しようとする者との関係)

所沢市障害者日中一時支援事業実施要綱第11条第1項の規定により事業を利用したいので申請します。

利用しようとする者	フリガナ名	男・女	年 月 日生
	住所	TEL	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (障害名)	第 号 級 種	
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (程度)	第 号 種	
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳	第 号 級	
世帯区分			
月当たりの日中一時支援サービスの利用時間	月	時間(1日当たり	時間)
利用予定サービス提供事業所			

様式第5号

所沢市障害者日中一時支援事業利用決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市障害者日中一時支援事業の利用について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 決定

利用者証番号	第 号	利用決定日	年 月 日
利用決定者	氏名		年 月 日生
	住所		
有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
利用料	有 無		
月当たりの日中一時支援サービスの利用時間	月 時間(1日当たり 時間)		
特記事項			

2 却下

理由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6号

所沢市障害者日中一時支援事業利用者証				
利 用 者 証 番 号		第 号		
利用者	住 所	TEL		
	氏 名		性 別	男・女
有 効 期 間		年 月 日～ 年 月 日		
利 用 料		有 無		
月当たりの日中一時支援サービスの利用時間		月 時間(1日当たり 時間)		
特 記 事 項				
年 月 日交付				
所沢市長 印				
注意事項				

様式第7号

所沢市障害者日中一時支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付け 第 号で決定した所沢市障害者日中一時支援事業の利用について、次のとおり取り消したので通知します。

利 用 者 証 番 号	第 号	
利 用 者	氏 名	年 月 日生
	住 所	
有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
利 用 料	有 無	
月当たりの日中一時支援サービスの利用時間	月 時間(1日当たり 時間)	
特 記 事 項		

取 消 し の 理 由	
-------------	--

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第8号

所沢市障害者日中一時支援事業利用変更(中止)届

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所
届出者 氏名
(利用者との関係)

年 月 日付け 第 号で利用決定された事項について、次のとおり変更(中止)したいので届け出ます。


利 用 者 証 番 号	第 号
利 用 者	氏 名
	住 所
変 更 内 容	変更前
	変更後
変 更 (中 止) の 理 由	
変 更 (中 止) 年 月 日	年 月 日(予定)

様式第9号

所沢市障害者日中一時支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地
申請者 名称
代表者名 

所沢市障害者日中一時支援事業実施要綱第19条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 金 額	円
内 訳 明 細	別紙のとおり

様式第10号

障害者日中一時支援サービス費明細書

年 月分

利用者証番号	利用者氏名	サービス提供事業所の名称
月当たりの日中一時支援サービスの利用時間		利用料
月	時間(1日当たり 時間)	有 無

費用の額計算欄	サービス利用時間	基準額	算定回数	当月算定額	利用者負担額
	1時間以内の場合	円	回	円	円
	1時間を超えて2時間以内の場合	円	回	円	円
	2時間を超えて4時間以内の場合	円	回	円	円
	4時間を超える場合	円	回	円	円
	当月費用の額合計				① 円

当月日中一時支援サービス費請求額(①-②)	円
-----------------------	---

様式第12号

所沢市障害者日中一時支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付
補助金交付決定額 円

2 不交付
理由

様式第1号

(平25年3月29日・一部改正)

様式第2号

様式第3号

(平25年3月29日・一部改正)

様式第4号

(平25年3月29日・一部改正)

様式第5号

(平28年3月31日・一部改正)

様式第6号

様式第7号

(平28年3月31日・一部改正)

様式第8号

(平25年3月29日・一部改正)

様式第9号

(平25年3月29日・一部改正)

様式第10号

様式第11号

様式第12号